

北海道の元気を、道内外そして世界に向けて 【北海道胆振東部地震からの復興に向けた取組】

平成30年9月28日（第1版）
北海道胆振東部地震に係る緊急経済対策官民連携協議会

地震により大規模停電や断水、ライフラインの寸断など道民生活や経済活動に大きな支障が生じたが、電力需給は安定化し、被災地以外では暮らしや経済活動に支障がない状態となっている。

一方で震災により、道内の主要産業である農林水産業の生産基盤の被災や中小企業の生産活動の停滞、北海道全域にわたる宿泊客のキャンセルなど、本道経済に極めて大きな影響が生じていることから、官民が一体となってこの事態に対応し、本道経済を確かな成長に繋げる取組を推進する。

1 風評被害の払拭に向けた取組

旅行者の減少のほか、節電により各種イベントの中止や縮小を余儀なくされるケースも見られることから、災害の復旧状況や安全性などについての正確な情報を、道内外や海外に向けて積極的に発信し、風評被害の払拭を図る。

【主な取組】

- ▶ 旅行割引制度（ふっこう割）や被災地応援特別商品等の販売による誘客促進（民3機関・官1機関）
- ▶ ホームページやメルマガ、SNSなど多様な情報発信ツールを活用して、本道の正確な情報を国内外へ発信（民2機関・官4機関）
- ▶ インバウンドをはじめとした観光客の利便性向上や移動情報の充実（民1機関・官1機関）
- ▶ 海外メディア、インフルエンサー等の招へい（民1機関・官2機関）
- ▶ 経済・産業団体の道外会員や道外企業等に対し、風評被害払拭への協力依頼（民2機関・官1機関）
- ▶ ポスター、パンフレット、キャンペーンロゴ入りステッカーなどを活用した「元気な北海道」のPR（民1機関・官1機関）
- ▶ プロモーションやイベントの主催・支援を通じ、道内各観光地等の現状を広く周知（民3機関・官2機関）
- ▶ 来道観光客による安全性PRとSNSなどによる情報拡散の依頼（官1機関）
- ▶ 電気を大切に使いながらサービスの向上を図る事業者を認定し、道内外へ情報発信（官1機関）

2 産業基盤の回復と経営再建に向けた取組

大規模な土砂災害や道内全域での停電により、農林水産業が受けた甚大な被害からの再生を図るため生産基盤の復旧を進めるとともに、事業活動に支障を来している中小企業者等への影響を緩和するため、必要な対策を講じる。

【主な取組】

- ▶ 経営・金融に関する特別相談窓口などの設置（民5機関・官2機関）
- ▶ 被災地への救急支援物資の輸送、被災したライフラインや生産基盤の早期復旧や災害に備えた燃油供給体制など社会基盤の構築（民1機関・官2機関）
- ▶ 低利特別融資等の実施（民4機関・官2機関）
- ▶ 商店街等において被災地特産品を販売する復興支援セールの開催（官1機関）

3 北海道経済の成長軌道化に向けた取組

インバウンドをはじめとする国内外観光客の呼び戻しや道民の道内観光需要の掘り起こし、国内外でのプロモーション実施による道産品の販売促進など、地震の影響を乗り越え本道経済をさらなる成長軌道へ乗せていくための取組を実施する。

【主な取組】

- ▶ 需要喚起に繋がる各種イベント・会議の開催や販売促進に向けた各種キャンペーン、プロモーション等の実施（民6機関・官2機関）
- ▶ 道産原材料使用を明記した商品の開発・販売による北海道ブランドの発信（民1機関）

4 その他の取組

- ▶ ホットラインの設置など労働相談対応（官1機関）